

社会福祉法人日南市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）役員等の報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程において、「役員等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 役員（会長、副会長、理事、監事）
- (2) 評議員
- (3) 会長が委嘱又は依頼した各種委員会の委員等

(報酬)

第3条 役員等の報酬は年額、月額、日額、会長の賞与とし別表1に定める額とする。

- 2 年額報酬、月額報酬、会長の賞与は役員等に選任又は委嘱された月から支給し、退任した場合は、退任した月までの額を支給する。
- 3 日額報酬は、当該役員等がその職務に従事したときに支給する。ただし、必要に応じてまとめて支給することができる。
- 4 理事が、理事会以外の日において会長の命を受けて法人の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において会長の命を受けて法人の運営のための業務にあたった場合は、報酬を支払うことができる。
- 5 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、報酬を支払うことができる。
- 6 前各号の規定にかかわらず、地方公共団体の職員には、報酬を支給しないものとする。

(費用弁償)

第4条 役員等が本会の職務ために旅行（市内での会議等を含む。）したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 支給する旅費の額及び支給方法については、本会旅費支給規程の例による。
- 3 前各号の規定にかかわらず、地方公共団体の職員には、費用弁償を支給しないものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する規程（平成21年4月1日制定）は廃止する。
- 3 この規程は、令和元年6月1日から施行する。

別表 1

(1) 報酬額 (第3条第1項関係)

区 分	報酬の額	備 考
会長 (月額)	150,000円	
副会長 (年額)	30,000円	
理事及び評議員 (日額)	3,500円	
監事 (日額)	3,500円	
その他の委員 (日額)	3,500円	

注 (1) 副会長の年額報酬は、理事会出席等の日額分とは別に支給する。

(2) 会長の賞与 (第3条第1項関係)

区 分	賞与の額	備 考
6月の賞与	150,000円	
12月の賞与	150,000円	